**第４５回**

**桜美会 税法実務研修会**

**開催のご案内**

薫風の候、益々ご健勝にてご活躍のことと拝察申し上げます。

平素は、桜美会活動に種々ご協力を賜りありがとうございます。

　さて、ご好評をいただいております恒例の「税法実務研修会」を、以下のとおり開催いたします。多数ご参加くださいますよう、ご案内いたします。

なお、この研修会は、桜美会会員でない先生方も参加可能ですので、お誘い合せの上、ご参加ください。

日　　時　平成３０年１０月２日(火)

１３：００　～　１７：００

(開場１２：００)

場　　所　エル・おおさか（エル・シアター）

大阪市中央区北浜東3-14　☎06-6942-0001

（地下鉄谷町線天満橋②出口、京阪線天満橋

東出口より西へ300メートル）

会　　費　会　員　１,０００円　(資料代として)

　　　　　非会員　２,０００円　(資料代含む)　　会費は当日受付にてお支払いください｡

研修内容　会員より寄せられた次のような事例を取り上げ、質疑応答形式で解説いたします。

* + - * 改正法令・通達の理解を深めるもの

事例は桜美会HPに掲載!!

* + - * 実務上頻度の多いもの
			* 取扱い上紛らわしいもの　等

応 答 者　大阪国税局　課税第一部　審理課主査　等

質 疑 者　桜美会　研修部員

研修事例　｢研修事例(問題集)｣は、桜美会ホームページで全文掲載します。(７月初旬予定)

資 料 等　当日の参加者には、｢問題集｣と、併せて事例解説で用いたパワーポイント等の

｢解説用資料集(桜美会作成)｣をお渡しいたします。

参加者には資料集も!!

※　近畿税理士会認定研修(4.0時間)です。

* 多数の参加が予想されますので、できるだけ早めにご来場ください。
* 会場の収容人員に限りがあります(801席)ので、座席は到着順とさせていただきます。予めご了承ください。

研修受講カードを持参して下さい。

 (平成30年7月10日現在)

事　例　目　次

* 研修会当日に事例を取り上げる順序は、以下に記載した順序と異なります。
* 以下の事例の他に、資産評価の事例（地積規模の大きな宅地(旧:広大地)の評価等の事例を予定）を追加する予定です。

【所得税】

Ｑ１　相続により取得した減価償却資産の耐用年数について

Ｑ２　仮想通貨に関する所得の計算方法等について

Ｑ３　仮想通貨の財産債務調書への記載について

Ｑ４　いわゆる民泊により得た所得の課税関係について

【資産税】

Ｑ１　特定同族会社の事業用宅地について

Ｑ２　後妻の相続税法上の相続人数及び相続割合について

Ｑ３　相続時精算課税の適用と贈与の取消しについて

Ｑ４　小規模宅地等の課税価格の計算の特例について

【法人税】

Ｑ１　法人税法22条の２《収益の額》について

Ｑ２　法人税法63条《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》について及び消費税法16条《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》と法人税法63条との関連について〔法人税・消費税〕

Ｑ３　所得拡大促進税制について

Ｑ４　定期同額給与について

Ｑ５　試験研究費の特別控除適用の失念による更正の請求について

Ｑ６　分割支給された役員退職金の損金算入について

【消費税】

Ｑ１　軽減税率制度について

【所得税】Ｑ１　相続により取得した減価償却資産の耐用年数について

相続（限定承認を除きます。以下同じ。）により取得した賃貸用の建物（以下「本件資産」といいます。）を引き続き賃貸の用に供した場合に、本件資産の減価償却費の計算における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第３条第１項《中古資産の耐用年数等》の中古資産に係る見積もりによる使用可能期間に基づく年数とすることができますか。

【参考法令等】

所得税法60①

所得税法施行令126②

減価償却資産の耐用年数等に関する省令３①

【所得税】Ｑ２　仮想通貨に関する所得の計算方法等について

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されますが、具体的にはどのように計算することになるのでしょうか。

【参考法令等】

【所得税】Ｑ３　仮想通貨の財産債務調書への記載について

仮想通貨は、財産債務調書に記載する必要がありますか。

【参考法令等】

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律５①、６の２①②

同法律施行令10④⑤、12の２②③

同法律施行規則12③

資金決済に関する法律２⑤

【所得税】Ｑ４　いわゆる民泊により得た所得の課税関係について

自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を行っている場合、これにより得た所得は、どの所得に区分されますか。

また、所得金額を計算する場合、どのようなものを必要経費に算入することができますか。

【参考法令等】

住宅宿泊事業法２①～③

同法施行規則１～３

【資産税】Ｑ１　特定同族会社の事業用宅地について

被相続人は、被相続人とその相続人が株式の100％を所有する法人に対して所有する３階建ての土地建物を相当の対価で継続的に貸し付けていました。法人は、賃借した建物の１階部分を物品製造販売業の本社事務所等として事業の用に供しています。また、２及び３階部分は、かつて法人が使用していましたが、事業規模縮小に伴って居宅に改装して転貸しています。仮想通貨は、財産債務調書に記載する必要がありますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ３Ｆ　法人賃貸 |  |
|  | ２Ｆ　法人賃貸 |  |
|  | １Ｆ　法人事業 |  |
| 被　相　続　人 |

法人の売上高のうちに物品製造販売業の占める割合は70％、賃貸収入の割合30％ですが、この場合、特定同族会社事業用宅地として小規模宅地等の特例が適用できるでしょうか。

また、売上比率が逆の場合はどのようになるでしょうか。

賃貸：被相続人 ⇒ 法人

【参考法令等】

租税特別措置法69の４

租税特別措置法施行令40の２

租税特別措置法通達69の４－23

【資産税】Ｑ２　後妻の相続税法上の相続人数及び相続割合について

次の場合、後妻の相続税法上の相続人の数及び相続分はどのようになるのでしょうか。

　　 被相続人　　　　 　平20年死亡

平30年死亡

　　　　　　　　　　　　　　平25年死亡

　　　　　　　　 (養子縁組後に出生)

先　妻

亡　夫

後　妻

平15年　養子縁組

長男妻

長 男

次　男

次男妻



孫

【参考法令等】

民法727、809、887、900④、901

相続税法15②一、15③一、15③二

【資産税】Ｑ３　相続時精算課税の適用と贈与の取消しについて

会社経営を行なっている甲は、平成25年に長男：乙に株式の贈与を行い、乙は当該贈与について相続時精算課税の特例を適用した贈与税の申告を行いました。

当該贈与は将来、乙が会社経営を引継ぐことが条件でしたが、乙は自らが経営の素質がないことが分かり、甲の経営する会社から退社しました。このため、甲が乙に対して贈与した株式を合意解除により甲の名義に戻しました。

この場合、乙が相続時精算課税の特例を適用した贈与税の取消しは更正の請求によって行うのでしょうか。

【参考法令等】

昭39.5.23直審(資)22(例規)ほか１課「名義変更等が行なわれた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱について」8、11

昭39.7.14直審(資)34(例規)ほか１課「「名義変更等が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱いについて」通達の運用について」４

国税通則法23②、民法５、95、96、541

【資産税】Ｑ４　小規模宅地等の課税価格の計算の特例について

居住用の土地建物は配偶者に相続させる旨の遺言がありましたが、他の複数の事業用宅地が未分割であったことから、小規模宅地等の特例を受ける宅地について合意ができないまま、相続税法第55条の申告書を提出しました。その後遺産分割協議が整い、居住用宅地について小規模宅地等の特例を受けることに合意しましたが、当該居住用宅地につき小規模宅地等の特例を適用する旨の更正の請求は認められるのでしょうか。

【参考法令等】

租税特別措置法69の４④、69の４⑥

租税特別措置法施行令40の２⑤

【法人税】Ｑ１　法人税法22条の２《収益の額》について

平成30年度の法人税法の改正により、収益の額に関する規定として第22条の２が新設されましたが、その趣旨及び内容について説明をお願いします。

【参考法令等】

法人税法22、22の２

【法人税】Ｑ２　法人税法63条《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》について及び消費税法16条《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》と法人税法63条との関連について法人税法22条の２《収益の額》について〔法人税・消費税〕

平成30年度の法人税法及び消費税法の改正により、それぞれ法人税法第63条及び消費税法第16条の延払基準の適用範囲が、長期割賦販売等からリース取引に限られることとされましたが、その趣旨及び内容について説明をお願いします。

《参考》

* 施行日前に長期割賦販売等を行った法人については、平成35年３月31日以前に開始する事業年度については、改正前の規定がなおその効力を有することとされ、その翌事業年度に残額を一括計上することとされた。
* 改正法附則44条第４項ができる規定となっており、消費税法と法人税の取扱いと必ずしも一致しない。

【参考法令等】

旧法人税法63

消費税法16

平30改正法附則28(法人税）、44(消費税）

【法人税】Ｑ３　所得拡大促進税制について

平成30年度に改正された所得拡大促進税制の概要について教えてください。また、以下の問題については、どのように取り扱うのでしょうか。

(1) ここでいう減価償却費は、償却費として損金経理した金額になるのでしょうか。

また、特別償却費、損金算入された特別償却準備金積立額、償却超過当期認容額、所有権移転外リース取引におけるリース料も含まれるのでしょうか。

(2) 教育訓練費の範囲は、以前制度化されていた教育訓練費の特別控除制度（人材投資促進税制）における教育訓練費の範囲と同じでしょうか。

【参考法令等】

租税特別措置法42の12の５③十

租税特別措置法施行令27の12の５⑱

租税特別措置法施行規則20の10③④⑤

【法人税】Ｑ４　定期同額給与について

Ａ社（３月決算）が次のような役員給与の増額を行った場合、その増額分につき損金算入は認められるでしょうか。

(1) Ａ社は、毎月25日に役員給与を支給していますが、今回の株主総会（５月28日開催）で役員給与の増額を決議し、７月支給分から増額支給しました。

(2) Ａ社は、毎月25日に役員給与を支給していますが、４月分の給与を支給する前に臨時株主総会を開始して役員給与を４月25日支給分から増額改定しました。

(3) Ａ社は、今回の株主総会（５月下旬開催）で役員給与の増額を決議し、従来月80万円であった役員給与の額を６月支給分から月100万円に増額支給しましたが、それと同時に、期首からの遡及支給分として、４月、５月分、20万円×２月分の40万円を６月に支給しました。

(4) Ａ社は、営業社員が新規契約を獲得した場合、歩合給としてその成約額の３％相当額を支給することとしていますが、Ｂ専務に対しても、一般の営業社員と同一の基準で歩合給を支給することとしました。

【参考法令等】

法人税法34

【法人税】Ｑ５　試験研究費の特別控除適用の失念による更正の請求について

(1) Ａ社は、当事業年度において試験研究費の特別控除の適用が可能であるにもかかわらず、確定申告においてその適用を失念しました。

そこでＡ社は、当事業年度において試験研究費の特別控除を認めてもらいたい旨の更正の請求を行いたいのですが可能でしょうか。

(2）次のような場合、更正の請求は認められるでしょうか。

①　受取配当等の益金不算入の計算を当初申告において失念した場合

②　受取配当等の益金不算入の計算を当初申告において過少計上した場合

③　所得税額控除、外国税額控除を当初申告において失念した場合

④　所得税額控除、外国税額控除を当初申告において過少計上した場合

⑤　試験研究費の特別控除の対象となる試験研究費の額を当初申告において過少計上した場合

⑥　試験研究費の特別控除額につき、当初申告において法人税額の２割で頭打ちであったものが税務調査により法人税額が増加した場合

【参考法令等】

法人税法23、68、69

租税特別措置法第42の４⑩（平成29年度改正）

【法人税】Ｑ６　分割支給された役員退職金の損金算入について

Ａ社の役員Ｂ氏が退職することになり退職金1,500万円を支給することを株主総会で決議しましたが、会社の資金繰りの関係もあり、決議のあった事業年度に３分の１の500万円、翌事業年度と翌々事業年度にそれぞれ500万円ずつ分割支給することとしました。

Ａ社は毎年の支給時に、従来計上していた役員退職給与引当金を、支給した現金と相殺するという処理をしていますが、このような処理をしても損金算入は認められるでしょうか。

〔仕訳〕（役員退職給与引当金）　500　／　（現金）　500

【参考法令等】

法人税法34

法人税法基本通達９－２－28

【消費税】Ｑ１　軽減税率制度について

軽減税率制度に関する新しい質疑があれば、ご紹介ください。

【参考法令等】

所得税法等の一部を改正する法律（平28法律第15号）附則34

消費税の軽減税率制度に関する取扱通達２、３、８、９、12